

平成27年第4回教育委員会定例会  
(4月14日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成27年4月14日(火) 午後1時6分から午後2時21分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

委 員 長	高 森 大 乗
委員長職務代理者	垣 内 恵美子
委 員	末 廣 照 純
委 員	樋 口 清 秀
教 育 長	和 田 人 志

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	神 部 忠 夫
生涯学習推進担当部長	上 野 俊 一
庶 務 課 長	柴 崎 次 郎
学 務 課 長	前 田 幹 生
児 童 保 育 課 長	上 野 守 代
指 導 課 長	屋 代 弘 一
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	江 田 真 朗
事 務 局 副 参 事	山 田 安 宏
生涯学習課長	飯 塚 さち子
青少年・スポーツ課長	山 本 光 洋
中央図書館長	曲 山 裕 通

○日 程

日程第1 議案審議

第54号議案 旅館業営業許可(台東3丁目)に関する教育委員会の意見聴取について

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 指導課

ア 平成28年度使用台東区立中学校教科用図書採択について

イ 台東区立中学校教科用図書採択の調査研究に係る教科用図書調査研究委員会委員名簿について

ウ 「台東区立学校の携帯電話・スマートフォンのルール」について

(2) 生涯学習課

エ 平成27年度台東区区民文化財台帳登載、指定及び認定の諮問について

オ 台東区青少年指導者育成者会会員に対する感謝状の贈呈について

(3) 青少年・スポーツ課

カ 体育施設の事前使用承認について

2 報告事項

(1) 学務課

ア 平成27年度区立小中学校、幼稚園及び認定こども園の学級編制について

3 5月の行事予定について

4 その他

午後1時06分 開会

○高森委員長 ただいまから、平成27年第4回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、末廣委員にお願いいたします。

では、まず会議に入る前に、4月1日付で教育委員会に配属された管理職の方からご挨拶をお願いいたします。

(4月1日付で教育委員会に配属された管理職から挨拶)

○高森委員長 それでは、ここで傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願いについては、これより許可いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、傍聴については許可いたします。

それでは、会議に入ります。この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしております。

ここでお諮りします。

本日の日程第2、教育長報告の協議事項、指導課のイについては、教科書採択の公正確保のため、会議規則第15条の規定に基づき、全ての日程終了後、秘密会において協議したいと思えますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

## 〈日程第1 議案審議〉

### 第54号議案

○高森委員長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由及び内容について、説明をお願いします。

それでは、第54号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第54号議案、旅館業営業許可（台東3丁目）に関する教育委員会の意見聴取についてご説明をさせていただきます。

本件につきましては、平成小学校と竹町幼稚園の南東へ約87mのところ既に営業しておりますビジネスホテルの名義変更の申請がありましたので、教育委員会にお諮りをするものでございます。

議案の2枚目をご覧ください。

台東保健所長から台東区教育委員会に宛てて出された照会文書でございます。表面が平成小学校に対するもの。裏面が竹町幼稚園に対するものでございます。

申請地でございますが、台東三丁目29番5号。

申請者は、ユーアンドオールホテルマネジメント株式会社。

営業の種別は旅館営業で、名称はACEユニオンマンズリー新御徒町でございます。

申請の種別は名義変更でございます。

申請日は、平成27年3月10日。

施設の概要でございますが、鉄筋コンクリートの構造で、地下1階、地上5階建てでございます。延床面積415.08㎡。客室数は23室。定員23名でございます。

申請地からの距離は先ほどご説明いたしましたように、南東へ約87mでございます。

9番の参考でございますが、(1)付近の概況でございます。周辺は商業施設と住宅等が混在する商業地域でございます。

(2)該当教育施設からの見とおしの可否でございますが、建物が密集しておりまして、見通しは遮られているものでございます。

保健所からの照会文書の次に配置図を載せてございます。平成小学校、竹町幼稚園から南東方向へ約87m。円は約110mの円でございます。

付随資料といたしまして、建物の配置図、立面図、各階の平面図、それから平成小学校長及び竹町幼稚園長の本件に対する意見を記した資料などを載せてございます。

恐れ入ります。議案の1枚目にお戻りください。

校長、園長の意見も参考にいたしまして、議案の2枚目に教育委員会の意見（案）でございますが、本件の申請種別が名義変更であり、既存の建物をこれまでと変わらずに利用するとのことであるため、小学校及び幼稚園の教育活動に対して特段の支障はないものと考えています。

申請者には旅館営業を行うに際し、地域環境への配慮及び地域活動への協力をお願いしたいということ、教育委員会の意見ということで回答いたしたいと存じます。よろしくご審議の上、可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 設計図を見ると、「ハト小屋」と書かれているものが五つもありますが、これは保健所が認めた上でのことですか。

○庶務課長 図面上で「ハト小屋」というものが書かれておりますが、実はここでいう「ハト小屋」というのは、屋上に配置するエアコンの室外機や冷却塔への渡り配管をパイプシャフトから屋上へ貫通させる場合に、その防水対策として小屋を設けておりまして、この小屋の俗称を「ハト小屋」と呼んでおります。

したがって、一般に想像される「ハト小屋」とは違うものでございます。

○樋口委員 鳥に関するいろいろな疫病がありますので気になりましたが、わかりました。

○高森委員長 ほかにはいかがでしょう。

(なし)

○高森委員長 それでは、これより採決をいたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、第54号議案については、原案どおり決定いたし

ました。

## 〈日程第2 教育長報告〉

### 1 協議事項

#### (1) 指導課 アウ

○高森委員長 次に、日程第2、教育長報告に入ります。

まず、協議事項を議題といたします。事務局各課ごとに説明をお願いします。

はじめに指導課のア及びウについて、指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 平成28年度使用台東区立中学校教科用図書採択についてです。

今年度は、平成28年度使用中学校教科用図書につきまして、全教科について教科用図書の採択を行います。お手元の資料1の1ページ、台東区立学校教科用図書採択要綱に基づき進めてまいります。

採択までの概略につきましては、資料の5ページをご覧ください。教科用図書採択組織の関係図を示しております。

ここにありますとおり、教育委員会では教科用図書調査研究委員会へ調査依頼をいたします。

6ページをご覧ください。依頼事項はこちらにございますとおり、1、教科用図書資料作成委員会への調査依頼及び結果のとりまとめについて。2、教科用図書の採択に係る調査研究資料の作成についての二点でございます。

10ページをご覧ください。現時点での日程の詳細となっております。なお、教科用図書調査研究委員会及び教科用図書資料作成委員会の委員につきましては、公正を保つため、採択が終了した後も9月30日まで非公開としています。

それでは、8ページをご覧ください。こちらにございますとおり、教科用図書の調査研究に関する観点といたしましては、内容等、構成及び分量等、表記及び表現等、使用上の便宜等、造本等、地域性といった6つの観点となります。

各出版会社の教科用図書につきまして、この6観点から調査研究を行い、9ページの様式に沿って報告をいただきます。

続きまして、11ページをご覧ください。今回の中学校教科用図書採択にかかわる情報公開案の一覧となっております。なお、日程案には記載してございませんが、教育委員の先生方への資料説明会を昨年同様に設ける予定でございます。

続きまして、「台東区立学校の携帯電話・スマートフォンのルール」についてでございます。

3月の定例委員会で委員の皆様からいただいたご意見と台東区の子供たちの現状を踏まえ、今回お手元の資料にあるとおり、「台東区立学校の携帯電話・スマートフォンのルール」を作成いたしましたので、ご説明させていただきます。

学校では、携帯電話・スマートフォンによって起こるさまざまな問題を防止するため、

セーフティ教室や道徳の時間等を活用し、子供たちが携帯情報端末の使い方を学べる場を設けております。また、PTA主催等で、保護者が学べる研修会も実施しております。

しかしながら、年々主に無料通信アプリLINEが原因で起こる問題が目立つようになってきており、指導課といたしましても、マナーを呼びかける内容から一歩踏み込んで、使い方のある程度限定するルールを、携帯電話やスマートフォンに的を絞って作成する必要があると考えております。

そこで、今回、LINE等の無料通信アプリによって引き起こされる問題から子供たちを守るため、携帯電話・スマートフォンに的を絞った、「台東区立学校の携帯電話・スマートフォンのルール(案)」を作成いたしました。

前回はオフィシャルルールという名称で提案をさせていただきましたが、今回は「携帯電話・スマートフォンのルール」とさせていただきました。

本ルールはA4判の色刷りとして各学校に配布いたします。ルールの内容は、区内の学校で課題となっている事項や、今後課題となることが予想される事項に絞らせていただきました。

前回の提案から変更になった点についてご説明させていただきます。

まず、ルール4に、「困ったことや分からないことがあったら、必ず保護者や先生に相談します」という項目を追加させていただきました。これは、学校で行っているネット・ケータイ安全講座でも、講師の方々が必ず子供たちに指導する内容になっており、子供たちを守るためには、相談、報告体制を、学校や家庭で築いていくことが重要であるという観点から追加をさせていただきました。

また、前回は、無用なメール交換で時間を無駄にしませんという項目をルールに盛り込んでおりましたが、時間の制限を決めること、例えば小学校では夜8時まで、中学校では夜10時までと明示することで、無用なメール交換の削減にもつながることから、この項目を省くことといたしました。

本ルールを作成することで、区内の保護者が携帯電話やスマートフォンの問題から子供たちを守るとともに、親子が家庭での時間を有効に活用できる状況になることを目指していきたいと考えております。

そこで、本ルールをもとに、区内の全家庭が共通の認識を持って指導に当たれるように、保護者向けのリーフレットも作成させていただきました。本リーフレットは、保護者の意識啓発を目的としており、内容は「保護者にできる6つのポイント」というテーマになっております。

内容といたしましては、例えば保護者が子供たちの携帯電話・スマートフォンに係る負の側面の現状を知ること、子供と一緒に携帯電話・スマートフォンの使い方を話し合うこと、フィルタリング機能をつけること等でございます。本ルールとリーフレットは、子供や保護者に、その内容をしっかりと周知することが最初の課題となります。

そこで、ルールに関しては、学校で生徒と読み合わせ等を行い、内容を確認する場を

設定します。リーフレットに関しても、保護者会等で教員が説明しながら保護者に配付するよう工夫してまいります。

この台東区立学校の携帯電話・スマートフォンのルールを作成したことで、今後も区立学校の保護者、教職員が一丸となって、子供たちをトラブルから守る取り組みを進めてまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、まずは協議事項、指導課のアについて、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 採択に向けての作業日程、続いて作業の内容は、昨年の小学校教科書採択とほぼ同じと思ってよろしいでしょうか。

○指導課長 同様とお考えいただいて結構でございます。

○和田教育長 教科書が教育委員の方々の手元に届くのは、いつ頃になりますか。

○指導課長 10ページの日程案の中で、6月1日から教育センターでの展示予定となっておりますので、ほぼ同時期の6月初旬にはお手元にと考えております。

○和田教育長 かなりボリュームがあると思いますので、教育委員の方々のご自宅に送ったり、あるいはお持ちしたり、あるいはこちらで見ていただくなど、できるだけ便宜を図っていただきたいと思います。

○指導課長 承知いたしました。

○末廣委員 定例会等以外に教科書採択のための会を開くのでしょうか。

○指導課長 はい。ご説明の機会を設けさせていただきたいと考えています。

○和田教育長 調査研究委員会のスタートについては、一応5月以降ということになるとは思いますけれども、人選等については細かな配慮をしていただきたいと思います。

○指導課長 承知いたしました。

○高森委員長 委員に選ばれた方々は、タイトな日程で大変な作業をなさると思うので、くれぐれもよろしくお伝えください。

○指導課長 承知いたしました。

○高森委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○高森委員長 では、次に協議事項、指導課のウについて何かご質問がある方はいませんか。

○和田教育長 保護者の方たちへの働きかけというのが、非常に重要な位置づけになっていると思いますが、実際に保護者の方たちが、これを履行してくださっているという確認をするつもりはありますか。そもそも、確認を取ることはできるのでしょうか。

○指導課長 アンケートを実施することで、改善の状況等を把握していきたいと考えております。

○和田教育長 各ご家庭の状況については学校は知る由もないですが、例えばフィルタリ



ングの話などは、携帯電話あるいはスマートフォンを確認することによって、つけられているかどうかはわかるのではないかと思います。そのような場合、学校で一斉にチェックをするということもあり得るのではないかと思います、それはどうでしょうか。

○指導課長 フィルタリングのことにつきましては、明日、警察と具体的な確認、またご指導もいただく予定になっておりますので、それを踏まえてから対応を考えていきたいと思っております。

○和田教育長 学校などで一斉にチェックを行った場合、保護者の方や、あるいは児童・生徒本人から、プライバシー等の問題も含めて、越権ではないかというご指摘もあるかもしれませんが、実施することについて説明はできるのでしょうか。

○指導課長 個人情報の問題もあり、学校がどこまで踏み込めるかというところもございますので、十分に対応を検討してまいります。

○樋口委員 ②ですけれども、スマートフォンの使用時間は夜10時までということですが、朝は何時からという制限はないですね。保護者は、朝何時に渡していいのか考えてしまうと思っております、大丈夫ですか。

○指導課長 私どもは、夜の過ごし方が一番問題ではないかと考えております。そういった観点から、小学生は8時以降、中学生は10時以降と、時間の制限を設けさせていただきました。

○樋口委員 「使用時間」というよりも「使用時限」という表現にしたほうが、わかりやすいと思っておりますので、「使用時限」という言い方にして、もう少し明確にされたほうがよろしいと思っております。ご検討をお願いしたいと思います。

○高森委員長 私は、そのように意味を取りませんでした。1日の使用時間。例えば、1時間、2時間といったことを各家庭で決めてくださいという意味で、使用時間の制限という意味で使われているのではないかと思います。夜10時までということと、②番の内容は少し違うかなというイメージを持ちましたが、どうでしょうか。

○指導課長 今、おっしゃっていただいたとおり、大切なことは、まずご家庭で話し合っていて、使用時間を決めていただくこと。そして、きちんと守っていただくということでございます。夜10時以降は使用しないということについては、10時まで使っていいということではなく、10時以降については使用することがないようにという意味でございます。周知をする際には、そのような曲解をされないように説明を重ねていきたいと思っております。

○末廣委員 確認なんです、このルールは全児童・生徒が対象ですか。

○指導課長 全児童・生徒対象が対象でございます。

○末廣委員 保護者に対する説明がポイントになりますよね。保護者がきちんとやってくれる人かどうかというのが大きな問題で、中には親が子供に対して強く言えないような、様々なケースがあると思っております。特に中学生は結構反抗的ですから、親や学校が幾ら言ったって、隠れてやるようなこともあり得ると思っております。ですから、保護者に対して働きか

けていかないと、親が子供にルールを徹底させることができないご家庭も結構あるような気がします。徹底させるにはどうしたらいいのかということを考えないと、ルールだけあって実際にはきちんと守られていないということもあり得ると思います。

○事務局次長 今、末廣委員がおっしゃったように、やっている家庭とやっていない家庭があったり、親と子の関係もいろいろとある中で、教育委員会が一定のスタンダードを決めることによって、各家庭がスマートフォン等の利用に関して、ルールをつくる際の参考として今回定めさせていただきました。つきましては、どのように周知して徹底していくのかということについては、まずルールを出させていただいて、それを踏まえて検討していきたいと思っております。

○末廣委員 そうですね。何もないよりも、こうしたルールを活用させていただいて、各ご家庭が良い方向に進めばいいと思います。

○指導課長 末廣委員からご指摘いただきました点については、私どもも今後の一番の大きな課題と捉えております。先ほどもご説明申し上げましたとおり、まず配布の段階で、子供たちや保護者にどのような伝え方をしていくのか。また、今回ルールの作成に当たっては、PTA連合会の方々も作成にご協力をいただいておりますので、ルールの配布とともに、PTA連合会等への働きかけについても、さらに重ねていく必要があると考えております。

○垣内委員 貴重な第一歩だと思います。ただ、生徒は何かわからないことがあれば、保護者や先生にご相談すると思いますが、保護者の方がご相談されたい場合は、PTA連合会や、あるいは学校の担当の方、もしくは教育委員会になるのでしょうか。

○指導課長 今、お配りしております3枚目のところ、これは保護者向けのチラシとなっておりますが、四角囲みの中に、保護者向けの情報提供というご案内も申し上げております。こういったところも、配布時に保護者の方に周知していけるようにしていきたいと考えております。

○垣内委員 非常に丁寧な対応だと思いますけれども、保護者の方からの情報は、どこで受け取って、どこがそれを改善につなげていくのだろうという点を疑問に思います。

先ほど、実態調査をされるということでしたが、おそらくお困りの内容については、全体調査だけではわからない部分もあるのかなと思いますので、その点についてどうするのかお聞かせいただけますか。

○指導課長 前回実施している調査についても、児童生徒を対象にするとともに保護者に対しても対象としたアンケートとしておりましたので、今回も引き続きそのような形で行う予定でございます。その際に、保護者の方から決まりやご意見などについても、吸い上げられるような形も考えていきたいと思っております。

○和田教育長 今回の垣内委員のご意見ですが、悉皆調査をやった時点でフィードバックがあるということではなくて、要は何かトラブル、あるいは心配事が発生したときに、例えば学校の生活指導主事の先生が窓口になるようなことや、あるいは教育委員会のどこそこ

のセクションで話を聞きますよというような、具体的な指示をしておいたほうがいいのではないですかという、そのようなご発言だと思います。

○高森委員長 この中学生版、小学生版のカラー刷りのほうの下に、せっかく連絡先が書いてありますので、ここに保護者向けのメッセージを入れたほうがいいのかもしれないですね。ご不明な点であるとか、お困りのことはこちらまでご連絡をとったように。

○和田教育長 それはいいと思います。

○指導課長 今、ご指摘いただいた点も含めて、特に保護者向けの案内については、窓口について学校とも協議をし、どちらが適切かということ判断しながら明記していくようにしたいと思います。

○末廣委員 今までやっていないことをやるわけですから、保護者とのコミュニケーションが逆に強くなることもあるというような、プラスの面もどんどん出てくると思います。また、窓口になるのは、学校が一番いいと思います。その子がどういう子なのか、学校はわかっていますから。相談があつたりすると、適切に対応ができる可能性もあります。

そういった、様々な可能性を考えて、このルールを考えていく、あるいはその運用を考えていくことは大事だと思います。

○高森委員長 本当に今の子供たちを取り巻く環境は多様ですね。先日ニュースで見たとところによると、今日配付された資料の一番最後のページの下段にフィルタリングの利用方法という項目がありますが、各携帯電話会社がサービスを無料で提供していますとなっていますが、実はここに落とし穴があったのです。

保護者がもう使わなくなったスマートフォンを子供に与えている場合があると思いますが、携帯電話会社の契約をしなくても、無線LANにつながるのです。携帯電話会社のフィルタリングサービスも当然使えなくなっている状態なので、非常に危険だということが指摘されていました。これは一例ですが、想定外のトラブルが必ず出てくると思いますので、ぜひ保護者に啓発していただきたいと思います。

○事務局次長 いただいたご意見については、これから検討してまいります。年度初めということで、これから購入するご家庭も多いと思います。ですから、大枠はなるべく早目に周知させていただきたいと考えておりますので、この形で進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○樋口委員 こういったルールというのは、社会的にも大変重要なので、できれば広報誌や、民間の新聞等も含めて、保護者や生徒のみならず、周辺地域の方々にもわかるように意図的に広報をやっていただければ、台東区は先駆的なことをやっているというPRになると思います。

○庶務課長 ただいまの樋口委員のご意見は大変重要なことですので、教育委員会の有益な事業につきましては、積極的に広報をしていくつもりでございます。よろしくお願いいたします。

○高森委員長 ほかにありますか。

それでは、指導課のア及びウについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## (2) 生涯学習課 エオ

○高森委員長 次に、生涯学習課のエ及びオについて。生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、平成27年度台東区区民文化財台帳登載、指定及び認定の諮問について、ご説明をさせていただきます。

台東区文化財保護条例第24条第1号、第2号及び第3号の規定に基づきまして、文化財保護審議会に対し、平成27年度の区有文化財について諮問するものでございます。

審議会から答申があり次第、本委員会にご報告を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

なお、参考といたしまして、26年度に文化財台帳に登載、指定されました文化財を資料に記載いたしました。26年度末で、台東区区民文化財台帳登載数は207件でございまして、指定文化財は56件でございます。

以上で、台東区区民文化財の文化財保護審議会への諮問についてのご説明を終わります。

続きまして、台東区青少年指導者育成者会会員に対する感謝状の贈呈についてでございます。

台東区青少年指導者育成者会は、教育委員会の事業でございます少年リーダー研修会の運営に携わる組織でございます。そして、その育成者会のメンバーとして、また育成者として、10年の活動をされている育成者の方に、その活動のご貢献に対しまして感謝状を贈呈するものでございます。

贈呈の期日は、平成27年5月26日で、このたびの贈呈者は、松村裕子さんと河野絵美子さんです。

松村さんは、小学校4年生から少年リーダー研修会の活動に加わりまして、成人した後は後輩の指導に当たって、現在育成者をしているという方でございます。

河野さんは、青少年委員さんになられたことをきっかけといたしまして、青少年指導者育成の活動に尽力をされております。計お二人でございます。

感謝状文案につきましては、記載のとおりでございます。

よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。ご説明は以上でございます。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、まず協議事項、生涯学習課のエについて、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 昨今、文化財を棄損する事故が多発しておりますが、台東区の文化財台帳に

掲載されている貴重な文化財ですけれども、保護体制につきまして、何か強化するとか、あるいは現状どうなっているのかという具体的なご認識を確認させてください。

○生涯学習課長 委員がおっしゃったようなことが取り沙汰されておりまして、生涯学習課でも昨年度調査をさせていただきました。結果につきましては、今月後半の教育委員会でご報告をさせていただこうと思っております。

○垣内委員 管理はきちんとされているのでしょうか。

○生涯学習課長 文化財の種類はいろいろでございます。お寺さんの境内にあるものもあります。調査の結果を見ますと、それぞれ大切に扱っていただいているのかなと思っております。

○和田教育長 今、神社仏閣などに油を吹きかける事件が日本各地で起きています。区内にも三社様や東照宮など、いわゆる重要文化財がありますが、注意喚起等は何か考えていますか。

○生涯学習課長 まだしておりませんが、ご指摘のとおり注意喚起は必要だと思いますので、できるところからさせていただこうと思います。

○和田教育長 恐らく文部科学省や文化庁から、お達しはいつていると思いますが、区としてもその辺は足並みをそろえてやっていただけたらと思います。

○高森委員長 おそらく、文化財を管理されているそれぞれの団体には、防ぐ手だてがないと思います。たとえ監視カメラがあっても防げるものではありません。なかなか難しい問題ですが、文部科学省や文化庁の情報を提供していただいて、できるところから少しずつ各所有者にお知らせいただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 では次に、協議事項、生涯学習課のオについて、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 これまで何人ぐらいの方に贈呈をしてきましたか。

○生涯学習課長 今、手元に情報がありませんので、次回の定例会の際に、お伝えさせていただきたいと思っております。

○和田教育長 10年という基準があるわけですね。ということは、かなり多いような気がするのですが。それだけわかればいいのですが。

○生涯学習課長 基準を10年とさせていただいておりますので、トータルにいたしますと、かなりたくさんの方にお渡ししていると思っております。

○和田教育長 今回は、リーダー研修の育成者会の方ですが、10年間、青少年の健全な育成に尽力されたことが感謝状の基準になっています。生涯学習課は、同じく青少年の健全育成ということで、他にも様々な分野の事業をされていると思いますが、統一的に何か表彰できるような可能性はあるのでしょうか。

○生涯学習課長 この要項では、社会教育に尽力した方が10年となっておりますので、その

うちの一つとして育成者会や体育指導員さんなど、そういった方が対象となっております。

○生涯学習推進担当部長 今、生涯学習課長がお答えしたとおりですが、これまで運用上、感謝状をお渡ししていない年もありましたので、この際きちんと見直しをして、それぞれの委員さんで長くやっただいていただいている方には、できるだけ基準にのっとって感謝状を出していきたいと思っております。つきましては、今後もご協議することがあるかと思いますので、その節はよろしく願いいたします。

○高森委員長 この表彰式は、どこかで行われるのでしょうか。

○生涯学習課長 贈与する日が、育成者会の総会の日となっております、教育長のほうからお渡しいただくと考えております。

○高森委員長 ほかにいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、生涯学習課のエ及びオについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

### (3) 青少年・スポーツ課 カ

○高森委員長 次に、青少年・スポーツ課のカについて、青少年・スポーツ課長、説明をお願いします。

○青少年・スポーツ課長 それでは、体育施設の事前承認についてご説明を申し上げます。お手元の資料6をご覧ください。

台東リバーサイドスポーツセンターにつきまして、生涯学習課より城北ブロック四区レクリエーション大会の会場として、第二競技場、会議室及び剣道場の事前使用承認申請がございます。

また、指導課より、武道安全指導に関わる教員研修の会場として、第一武道場の申請がございます。

台東区体育協会からは、ジュニア育成地域推進事業「台東区ジュニアバドミントン教室」の会場として、第二競技場の申請がございます。

台東区サッカー連盟からは、サッカーD級指導者講習会の会場として、陸上競技場及び会議室の申請がございます。

以上の申請につきまして、台東区体育施設条例施行規則第5条第3項に基づき、教育委員会で協議をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 指導課からの使用申請に、武道安全指導に関わる教員研修とありますが、これはいわゆる剣道、柔道の研修でしょうか。また、何人程度参加するのでしょうか。

○指導課長 中学校の保健体育科の教員ということですので、10名前後ではないかと思えます。また、武道については、研修案内から読み取れるのは柔道というところがございます。

○高森委員長 9月3日を予定しているようですが、各校の柔道の授業というのは、その後に行われるという理解でよろしいのでしょうか。

○教育改革担当課長 私は中学校の保健体育科が専門ですので、お答えいたします。年間指導計画を見ますと、秋口から冬にかけて武道の授業をしております、この研修は武道の授業をやる前に設定されております。

○高森委員長 毎年、この研修をしていると思いますが、1年に1回だけでしょうか。

○指導課長 基本的には1年に1回ということでございます。

○高森委員長 ほかにいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、青少年・スポーツ課の力については、協議どおり決定いたしましたと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定をいたしました。

## 2 報告事項

### (1) 学務課 ア

○高森委員長 次に、報告事項を議題といたします。

学務課のアについて、学務課長報告をお願いします。

○学務課長 それでは、平成27年度区立小中学校、幼稚園及び認定こども園の学級編制につきまして、ご報告をさせていただきます。資料7をご覧ください。

大変細かくて恐縮でございます。向かって左側が本年度、右側が前年度の数字でございます。

まず、小学校でございます。

資料は上から通常学級、次に特別支援学級の固定学級、通級学級の順で、それぞれ学校別、学年別にお示しをさせていただいております。

まず、小学校でございます。一番下の網掛けの部分をご覧ください。

全体の児童数は6,440人。245学級となっております。昨年度比較いたしますと、児童数は41人、学級数は3学級の増となっております。3学級の増加のうち、通常学級が1学級、特別支援学級の通級学級で2学級が増となっております。

現在、学級編制の基準は、1年生が1学級につき35人。その他の学校が40人となっておりますが、2年生についても東京都の教員の加配による対応によりまして、35人以下の学級編制が可能となっております。

対象となっている学校につきましては、丸で囲んでおります根岸、金曾木、富士、田原

の4小学校でございます。

1枚おめくりください。

次に、中学校でございます。

全体の生徒数は2,345人。77学級となっております。昨年度と比較いたしますと、生徒数は23人の減。学級数は増減がございません。

中学校1年生につきましては、小学校2年生と同様に、1学級35人を基準に教員が加配されることとなっております。今年度は4校が対象となりましたが、学校と協議の上、上野中と忍岡中は35人以下学級とし、御徒町台東中と柏葉中は加配教員をティーム・ティーチングのほうで活用するというで行っております。

1枚おめくりください。

最後が、幼稚園と認定こども園でございます。上の表が幼稚園、下の表が認定こども園となっております。

幼稚園の園児数は681人。31学級となっております。昨年度と比較いたしますと、園児数は17人の増、学級数は同数でございます。

認定こども園の園児数は、497人。23学級となっております。昨年度と比較いたしますと、園児数は17人の増、学級数は同数となっております。

大変雑駁ではございますが、報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 蔵前小学校ですが、今回の入学者数の中で、校舎の改築に伴う特例措置の対応をしたお子さんの数は、最終的に出ているのでしょうか。

○学務課長 今回の校舎改築に伴う特例ということで対応した児童数につきましては、7名ということでございます。

○高森委員長 御徒町台東中学校は、クラスが一つ増えたということなののでしょうか。

○学務課長 学級数については、前年度と変わってはございません。

補足でございます。1年生は、35人学級の編制が可能ですが、御徒町台東中学校につきましては、ティーム・ティーチングを活用するというので、学級数は4学級という形にさせていただいております。

○高森委員長 ということは、教室の数も大丈夫ですね。

○学務課長 大丈夫だと思います。

○高森委員長 上野中学校は、今年もまたクラス増にもなりましたし、生徒数も増えましたが、おそらく忍岡中学校の改修移転ということの兼ね合いもあって、来年以降、注視しなければいけないかなという気はいたします。

忍岡中学校は4クラス全部埋まっていると思いますが、そのあたりの将来的な予測は立ちますでしょうか。

○学務課長 ご存じのとおり、中学校の場合は選択制をとっておりますので、なかなか動向等について予測するのは難しいと存じます。また、これまでの実績等からある程度の予



測はつくにしても、今回のように忍岡中学校の改修や、それぞれの事情等がありますと、なかなかこの先どうなるかというところが明確にお答えできないところがございます。

○垣内委員 浅草中学校の1年生の入学者が非常に少ないですね。いろいろな問題があるかと思いますが、教育委員会としても、様々な形でこ入れを行って、学校側とご協力されることになるのではないかと推測いたします。ただ、どういう手だてを学校とご相談されているのか、もし何かございましたら教えてください。

○学務課長 今後、選択制のスケジュールが徐々に進んでまいります。その中で浅草中学校については、昨年度、本年度と大幅に落ち込んでいる傾向がございますので、そういったところは学校の教育内容等も含めて、指導課とも連携をしながら、また対応については学校ともしっかりと話をしていきたいと考えているところでございます。

○樋口委員 私立に進学した生徒は大体何%ぐらいになるのですか。

○学務課長 大体3割ぐらいが私立に行かれています。この数値は余り大きくは動いていない状況です。

○高森委員長 ちなみに、私立への進学率についてですが、台東区は23区では何番目くらいですか。

○学務課長 申しわけございません。今、手元に資料がございませんので、わかりかねます。

○高森委員長 後で結構です。気になりますので教えてください。

ほかにはいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは学務課のアについては、報告どおり了承を願います。

### 3 5月の行事予定

○高森委員長 次に、5月の行事予定について。庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 資料8のほうをご覧ください。

5月の行事予定でございますけれども、教育委員会の定例会を14日と28日に予定をしております。それから、教育委員の方々全員にご参加の要請が来ているものとしまして、8日金曜日の小中学校の特別支援学級の合同運動会。それから、19日火曜日、25日月曜日の小学校PTA連合会、中学校PTA連合会の歓送迎会がございます。

それから、その他、下のほうの欄でございますけれども、9日土曜日に地域の区民の方々の設立・運営によります区内初の総合型地域スポーツクラブのたなかクラブがオープニングいたしますので、そのオープニングイベントがたなかスポーツプラザのほうでございます。

それと、先般、教育委員の皆様方には打診をさせていただきましたが、ただいま区長部局のほうで、総合教育会議の日程を調整しているところでございます。教育委員の方々に先般お示しした日時で、ただいま開催について区長部局のほうで検討してございますので、

その日時でご用意のほうをお願いしたいと存じます。

行事予定につきましては、以上でございます。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

○高森委員長 5月9日のたなかクラブのオープニングイベントは、先日の落成式とはまた違う形で、地域の方々だけでということですか。

○青少年・スポーツ課長 先般の落成式は、たなかスポーツプラザの体育施設の落成式だと思いますが、こちらは総合型地域スポーツクラブのオープニングイベントということですか。

○高森委員長 ほかにいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、行事予定については、報告どおり了承願います。

では、協議事項のイについて、会議規則第15条の規定に基づき秘密会とし、ただいまより協議をいたしたいと思います。

傍聴人の方はご退室をお願いいたします。

午後2時21分 閉会